

別紙

諮問第768号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都保護課が保有する生活保護を受給する者に関する情報のうち、私の個人情報」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年9月30日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関では、各区市福祉事務所が担当する生活保護を受給する者に関する個人情報を取得しておらず、当該保有個人情報は、作成又は取得していないため、不存在を理由として非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年12月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年4月1日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年6月25日（第213回第二部会）から同年7月28日（第214回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求個人情報について

実施機関によると、審査請求人に開示請求の趣旨を確認したところ、「自分は生活保護を受給しているが、区福祉事務所への返還金の返済が滞っている生活保護を受給する者のリストを東京都保護課が保有していると聞いたので、自分が載っているか見たい。また、生活保護を受給していることにより区福祉事務所に収集された自分の個人情報外部に流出して不法に利用されていないか心配なので、上記の返還金滞納者リストに限らず、他にも東京都保護課で保有している生活保護を受給する者に関する情報のうち、自分に関する個人情報があれば見たい。」とのことであったと説明する。

このことから、本件審査請求の対象となった請求個人情報は、生活保護を受給する者に関する情報のうち、審査請求人の個人情報（以下「本件請求個人情報」という。）と解される。

イ 生活保護に係る事務の実施主体について

生活保護法（昭和25年法律第144号）19条1項によれば、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- （一）その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- （二）居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と規定されている。

また、同条4項によれば、「前3項の規定により保護を行うべき者は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。」と規定されている。

そして、東京都では、社会福祉法14条に基づき、市（特別区を含む。）がそれぞれ福祉事務所を設置しており、その場合、市長（特別区長を含む。）の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者に対する保護の決定及び実施を行うのは市長であり、市長はその管理に属する福祉事務所長に当該事務を委任している。東京都が直接福祉事務所を設置しているのは都内の町村の区域を

所管区域とする5か所のみであり、ここに審査請求人の居住地である〇〇区は含まれていない。

ウ 実施機関の所掌事務について

実施機関である東京都福祉保健局生活福祉部保護課の分掌事務について、東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号。以下「組織規程」という。）26条は、「一 生活保護法の施行に関する事。二 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。三 墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定による埋葬又は火葬の費用の負担に関する事。四 保護施設及び宿泊所の運営指導に関する事。五 保護施設及び宿泊所を経営する社会福祉法人等の運営指導に関する事。六 生活保護法に基づく援護及び措置の実施機関又は実施者の指導検査に関する事。七 福祉事務所との連絡調整に関する事。八 路上生活者対策に関する事。九 山谷対策に関する事。十 城北労働・福祉センターに関する事（他の局及び部に属するものを除く。）。」と規定している。

エ 本件請求個人情報の不存在的妥当性について

実施機関は、審査請求人は〇〇区内に居住地を有しているところ、生活保護法19条1項及び4項に基づき、当該区の管理に属する〇〇区福祉事務所長が、当該区長からの委任を受けて審査請求人に対する生活保護の決定及び実施を行っており、東京都知事は、審査請求人に対する生活保護の決定及び実施を行っておらず、また、当該区福祉事務所長から当該決定等に関し、報告を受ける等の関与もしていないと説明している。このため、実施機関は、生活保護の決定等に関して、審査請求人に係る個人情報を作成及び取得しておらず、本件請求個人情報は存在しないと主張する。

審査会が確認したところ、実施機関の所掌事務は、前記ウのとおり、組織規程26条により規定されている。このうち、「一 生活保護法の施行に関する事」について検討すると、生活保護法19条1項及び4項によれば、前記イのとおり、特別区内に居住地を有する要保護者に対する生活保護の決定及び実施の主体は、当該区長の委任を受けた当該区の福祉事務所長であるから、〇〇区内に居住地を有する審査請求人に関する生活保護の決定等の事務については、実施機関が所掌

しないことは明らかである。また、その他の事務について、実施機関が、生活保護を受給する者に関する個人情報を取り扱っているものとは認められない。

以上のことから、生活保護の決定等に関して、審査請求人に係る個人情報を作成及び取得しておらず、本件請求個人情報を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子